

印西地区ごみ処理基本計画（案） 概要説明資料

1 計画の目的

本組合では、平成31年3月に「ごみ処理基本計画」（以下、「前計画」という）を策定しておりますが、前計画策定から概ね5年ごとの見直し時期にあたることや、**新規焼却処理施設の稼働を令和10（2028）年に予定**しており、その施設規模等の検証が必要であることから、設定した減量目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行いました。

—計画期間：15年間—

令和5（2023）年度
初年度

令和10（2028）年度
計画中間年度

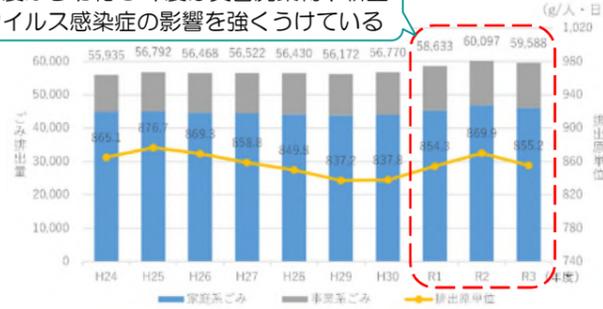
令和19（2037）年度
計画最終年度

2 ごみ処理の現状

本組合のごみ発生量は、平成30年度から令和2年度にかけて増加し、令和3年度に減少に傾向にあります。

- ✓家庭系ごみで **46,097 t/年 (661.6 g/人・日)**
- ✓事業系ごみで **13,491 t/年 (193.6 g/人・日)**
- ✓あわせて **59,588 t/年 (855.2 g/人・日)**

令和元年度から令和3年度は災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症の影響を強くうけている



また、前計画の目標に対して、
 ✓家庭系ごみのうち収集資源物
 ✓事業系ごみのうち不燃ごみ
 ✓事業系ごみのうち粗大ごみ
 に関しては令和3年度目標値を達成しましたが、それ以外は未達成となっております。

項目	ごみ排出原単位			基準年度比 (%)		達成状況
	前計画の目標値 H29(2017) 基準年度	R3(2021) 目標値	R3(2021) 実績値	R3(2021) 目標値	R3(2021) 実績値	
家庭系ごみ(g/人・日)	652.9	619.1	661.6	-5.2	1.3	×
家庭系ごみ (収集・集団回収資源物除く)	503.2	478.8	515.3	-4.8	2.4	×
燃やすごみ	463.8	441.4	476.4	-4.8	2.7	×
燃やさないごみ	15.0	13.7	14.8	-8.4	-1.7	×
粗大ごみ	24.3	23.7	24.2	-2.5	-0.5	×
資源物	149.7	140.2	146.3	-6.3	-2.3	○
収集資源物	103.2	99.2	110.7	-3.9	7.2	○
集団回収資源物	46.5	41.1	35.6	-11.7	-23.5	×
事業系ごみ(t/日)	33.9	33.4	37.0	-1.5	9.1	×
可燃ごみ	33.8	33.3	36.9	-1.5	9.2	×
不燃ごみ	0.1	0.1	0.0	-1.6	-42.5	○
粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	1.2	-54.8	○

3 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状と問題から、以下の課題を洗い出し整理しました。

排出抑制の推進・・・分別の徹底、食品ロスの削減、事業者への指導、啓発・環境教育等

リサイクル率の向上・・・分別の徹底、事業者への指導、プラスチック資源循環法への対応等

収集・運搬体制の見直し・・・収集・運搬業務の効率化及び一元化や有料化、高齢化社会への対応等

中間処理施設の運営・・・環境問題に配慮した次期中間処理施設の運営、焼却処理量の削減等

最終処分場の運営・・・最終処分場の延命化、長期利用を図るための最終処分量の削減等

災害廃棄物への対策・・・災害発生時の適切かつ円滑な対応方針、災害廃棄物処理計画の策定等

感染症流行時の対応・・・感染症流行時での施設の適切な運営、感染症拡大防止のための取り組み等

脱炭素社会への配慮とプラスチック資源循環の促進・・・プラスチック資源循環法への対応、SDGs関連目標の達成及び「3R+Renewable」の推進等

4 基本理念・基本方針

近年のごみ情勢や国の取組を踏まえ、本組合及び構成市町においては積極的に3Rの取組を進めるとともに新たに「Renewable」を加えた、3R+Renewableとして脱炭素社会への移行を目指して、環境への負荷をかけない地域を目指すことを基本理念としました。

みんなで作る循環型・脱炭素社会
 ~現在も将来も考えた持続可能社会を目指して~



5 ごみ処理の削減目標

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び県の「第10次千葉県廃棄物処理計画」に示される目標値を参考に本計画の削減目標を以下の通り設定しました。



家庭系ごみ排出原単位
 (収集・集団回収資源物除く)
 515.3g/人・日⇒440.0g/人・日以下

事業系ごみ排出量
 12,835 t/年⇒10,825 t/年以下

リサイクル率
 17.9%⇒23.2%以上

6 ごみ処理の削減に向けた施策

基本理念や基本方針を実現するためには、減量化と資源化のより一層の推進が必要となります。

本計画では、前計画の12の施策内容やごみ処理の現状と問題から洗い出した課題を基に**9つの施策に再整理**したうえで、各施策の実施成果を将来的に評価できるように、令和10年度の達成目標を設定しました。各施策の具体的な達成目標については、本文中に記載しております。

7 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、計画の策定（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な進捗管理を行います。

施策	取組内容	関連する主なゴール
① 発生抑制の推進	・ごみ処理手数料の見直し検討 ・ごみ減量化の推進 ・事業者への指導	1 減量化 12 資源循環 13 気候変動
② リユース・リサイクルの推進	・ごみ減量化の推進 ・集団回収の促進	1 減量化 11 資源循環 12 資源循環 13 気候変動
③ 食品ロス削減の推進	・食品ロスの削減のための啓発 ・フードドライブ、フードバンクの推進 ・食品ロス発生量の実態調査	1 減量化 2 食生活 12 資源循環 13 気候変動
④ プラスチックごみ削減の推進	・プラスチックごみの分別収集、処理方法の検討・実施 ・プラスチック削減への取組み ・バイオプラスチック利用の普及啓発	1 減量化 11 資源循環 12 資源循環 14 気候変動
⑤ 住民のニーズに応じた効率的な収集運搬の確立	・効率的できめ細やかな収集・運搬体制の構築 ・ごみ出し困難者への対応の検討 ・低公害収集車(電気自動車等)の検討	3 健康と生活 10 気候変動 11 資源循環
⑥ 施設の適正な運営及び管理	・適正処理及び処分量の低減 ・現中間処理施設及び次期中間処理施設(新クリーンセンター)の運営 ・現中間処理施設等跡地利用の検討	1 減量化 11 資源循環 12 資源循環 13 気候変動
⑦ 非常時におけるごみ処理体制の構築	・感染症流行時のごみ処理体制の構築 ・災害発生時のごみ処理体制の構築 ・処理施設の適切な運営	9 防災・安全 10 気候変動 11 資源循環 15 気候変動
⑧ 脱炭素社会実現への推進	・低公害収集車(電気自動車等)の検討 ・プラスチックごみの分別回収・再資源化	1 減量化 11 資源循環 12 資源循環
⑨ 環境教育及び啓発活動の推進	・住民への意識啓発 ・ナッジを活用した啓発等の検討 ・事業者への意識啓発 ・教育機関と連携した啓発活動の実施 ・新規排出者へのごみ排出ルールの徹底	4 質の高い教育をみんなに 11 資源循環 12 資源循環

災害廃棄物処理計画（案） 概要説明資料

1 計画の目的

本組合の災害廃棄物処理計画を策定することで、印西地区における災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするとともに、復旧・復興にあたり災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として、災害廃棄物処理計画を策定しました。

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや一部の災害廃棄物の処理を行う必要があります。災害廃棄物には住民が自宅内の被災した家財道具等を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物があります。

区分	内容		
災害廃棄物等	被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭系一般廃棄物として、構成市町の排出ルールに基づきごみステーションに排出される。
		避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
	災害廃棄物		住民が自宅内で被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に伴い排出される家屋撤去ごみがある。

3 対象とする災害

本計画では、地震災害として「千葉県北西部直下地震」、水害として本地区を流れる利根川、印旛沼流域、手賀川及び手賀沼の全河川氾濫時（想定最大規模）を対象として、災害廃棄物処理方針を検討しました。

対象地震における建物被害

構成市町	建物被害(棟)		
	全壊	半壊	火災焼失
印西市	約610 (約10)	約2,300	約10
白井市	約400 (-)	約1,500	約120
栄町	約320 (約20)	約1,100	-
合計	約1,330	約4,900	約130

対象水害における建物被害

全河川氾濫	全壊(棟)	半壊(棟)	床下浸水(世帯)
白井市	307	152	21
栄町	4,187	3,352	493
合計	9,147	6,167	514

4 災害廃棄物発生量

対象とする災害における建物被害を基に災害廃棄物発生量を推計すると、対象地震で約 **280,000 t**、対象水害で約 **1,210,000 t** の災害廃棄物が発生する推計結果となりました。平時のごみ排出量（R3実績で59,588 t/年）の地震で約5年、水害で約20年分の量となります。

対象災害	災害廃棄物発生量(t)							合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	
千葉県北西部直下地震	46,429	3,114	67,065	156,427	3,382	8,273	-	284,690
全河川同時氾濫	124,893	13,338	389,228	340,726	7,275	314,050	23,038	1,212,550

5 既存施設の処理・処分可能量

災害廃棄物の処理を検討するにあたり、既存の廃棄物処理施設による対応能力（処理・処分可能量）を基礎的な情報として算出しました。処理・処分可能量は施設を最大限活用した場合の推計値となります。

本組合の施設で処理ができない量の災害廃棄物については、広域処理等の検討が必要となります。また、不燃物の処分については、最終処分場の利用も含め、関係者との協議により処分方針を決定します。

施設	処理・処分可能量	参考
焼却施設	12,300 t	可燃物発生量(地震:3,114t、水害:13,338t)
最終処分場	252,100 t	不燃物発生量(地震:67,065t、水害:389,228t)

6 災害廃棄物処理に関する基本方針

本組合が構成市町と協力して災害廃棄物の処理を行うための基本方針は、以下の通りです。

1)衛生的かつ円滑・迅速な処理 ・防疫、地域状況の早期回復 ・処理期間の縮小による処理費用の削減	2)処理施設の運営 ・本組合内での処理を優先 ・平時からの連携体制の構築	3)分別・再利用の推進 ・排出や分別について、構成市町と協力した啓発・広報 ・災害廃棄物の資源化
---	---	---

7 本組合及び構成市町の役割

本組合及び構成市町は、平時に実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分だけでなく、災害時に発生する災害廃棄物等の処理を行います。特に、本組合で主体となる業務は、施設の運営になります。

計画中では、災害時に迅速に対応できるように、本組合や構成市町の役割、収集運搬体制等を整理しました。

項目	内容	役割分担 組合	市町
計画関連	災害廃棄物処理計画の整備	○	○
	災害廃棄物処理実行計画の策定	○	○
	災害廃棄物処理実行計画の見直し	○	○
組織体制の整備 と関係団体等との連携	組織体制の整備	○	○
	関係機関との連絡体制整備	○	○
	他市町村、関係団体等との支援協定の整備	○	○
その他	県及び隣接市町村、関係団体等への支援要請の検討	○	○
	自衛隊、警察、消防との連携	○	○
	道路開通作業	○	○
廃棄物処理・処分施設関連	災害等廃棄物処理事業	○	○
	廃棄物処理施設災害復旧事業	○	○
	廃棄物処理施設の耐震化と災害予防	○	○
	廃棄物処理施設等の被害状況確認及び県への報告	○	○
生活ごみ関連	廃棄物処理施設緊急補修、再稼働	○	○
	仮置場における仮設処理施設の解体撤去	○	○
	生活ごみの処理	○	○
	生活ごみの収集運搬、処分先の確保	○	○

8 住民への広報・啓発

災害時には、生活ごみ・粗大ごみ等の排出方法に対する混乱が生じることが予想されます。また、災害廃棄物を適切に分別して排出いただくことは、災害廃棄物処理の進捗に大きく影響します。本計画では、それら発災後に住民の皆様へ伝達・発信すべき情報を整理しました。

時期	伝達事項
平常時	① 仮置場への搬入に際しての分別方法 ② 腐敗性廃棄物等の排出方法 ③ 便乗ごみ※の排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止 ※便乗ごみ…災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物など
初動期、 応急対応期	本組合及び構成市町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。
復旧・復興期	災害復旧・復興時において、被災者への情報が不足することによる不安が想定される。本組合及び構成市町の広報紙、新聞、テレビ、インターネット、SNS等を活用して災害廃棄物処理の進捗や、復旧・復興に向けた作業の状況等を周知する。